





働くすべての人に、 賃金の最低額(最低賃金額)を 保障する制度なんです!



年齢やパート・学生アルバイトなどの 働き方の違いにかかわらず、すべての 労働者に適用されます。

最低賃金額以上支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を 支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わ なければなりません。また、仮に最低賃金額より 低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、 それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額 と同様の定めをしたものとみなされます。そして、 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合 には、罰金(50万円以下)が定められています。

雇う上でも、働く上でも 最低限のル



「地域別最低賃金」と 「特定最低賃金」があるんです!

地域別最低賃金



内容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められて います。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アル バイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわ らず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金

特定地域内の特定産業に ついて定められています。

設定件数 235件

例えば、



北海道なら 乳製品 製造業



愛媛県なら 各種商品 小売業



愛知県なら 自動車(新車) 小売業



大阪府なら 鉄鋼業

など

内容

基幹的労働者を対象として、関係労使が地域 別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金 を定めることが必要と認める産業について設定 されています。適用される産業は都道府県に よって異なり、平成28年9月30日現在、全国 で235の最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に 適用されます。

(18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で 技能習得中の人、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事 する人などには適用されません。)

特定最低賃金の詳細は「特定最低賃金

[※] 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。 すべての地域別最低賃金は、時間額で定められています。ただし、一部の特定最低賃金は、日額と時間額が定められています。この場合、 日額は日給の労働者に、時間額は日給以外の時間給・月給などの労働者にそれぞれ適用されます。

しっかり「チェック」が、



派遣労働者の最低賃金は?

派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、

派遣先の最低賃金が適用されるので、派遣元の使用者と派遣労働者は、

派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があるんです!

派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元 埼玉県

最低賃金額

845_m



派遣先

東京都

最低賃金加

最低賃金額

932_™

派遣先の東京都最低賃金 〈932円〉が適用されます。

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元 兵庫県

<mark>最低賃金額</mark>

819_m



※ 派遣先

大阪府 鉄鋼業

最低賃金額

890_m

派遣先の大阪府鉄鋼業最低賃金 〈890円〉が適用されます。

※金額は平成28年9月30日現在のものです。

事なんです



最低賃金額以上と なっているか

分下沙力の方法は2

エックしたい賃金を時間額にして、

最低賃金額(時間額)と比較するんです!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。

時間給の場合

時間給 ≧ 円

最低賃金額(時間額)

円

日給の場合

日 給 円 |1日の平均所定労働時間 時間

時間額 円

最低賃金額(時間額)

円

円

月給の場合

月給

1か月の平均所定労働時間 時間

時間額 円

最低賃金額(時間額)

上記 1、2、3 が 組み合わさっている場合 例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合

● 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す

② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す

事例1 ●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、 160,000円-8,000円=152,000円

この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

② 152,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=950円>800円

基本給(月給) 127,000円 職務手当(月給) 25,000円 通勤手当(月給) 8,000円

160,000円 |か月の平均所定労働時間

160時間 ●●県 最低賃金額 800円 であり、最低賃金額以上となっています。

事例2 ▲ ▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

基本給(日給)を時間額に換算すると、 5,000円÷I日の所定労働時間(8時間)=625円

Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、 24,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円

上記①と②を合計すると、 625円+150円=775円<800円 であり、最低賃金額未満となっています。 基本給(日給) 100,000円 (=5,000円×20日) 職務手当(月給) 24,000円

通勤手当(月給) 8,000円 132,000円

8時間 |日の所定労働時間 |か月の平均所定労働時間 160時間 ▲▲県 最低賃金額 800円

使用者のみなさまへ

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金 ならびに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

(※Ⅰ)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。 ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②Ⅰか月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払 われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の 労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当 (※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

							平成27年度最低賃金額
都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名 一	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	786 (764)	22	平成28年10月1日	滋賀	788 (764)	24	平成28年10月6日
青森	716 (695)	21	平成28年10月20日	京都	831 (807)	24	平成28年10月2日
岩手	716 (695)	21	平成28年10月5日	大 阪	883 (858)	25	平成28年10月1日
宮城	748 (726)	22	平成28年10月5日	兵 庫	819 (794)	25	平成28年10月1日
秋田	716 (695)	21	平成28年10月6日	奈 良	762 (740)	22	平成28年10月6日
山形	717 (696)	21	平成28年10月7日	和歌山	753 (731)	22	平成28年10月1日
福島	726 (705)	21	平成28年10月1日	鳥取	715 (693)	22	平成28年10月12日
茨 城	77 I (747)	24	平成28年10月1日	島根	718 (696)	22	平成28年10月1日
栃木	775 (751)	24	平成28年10月1日	岡山	757 (735)	22	平成28年10月1日
群馬	759 (737)	22	平成28年10月6日	広島	793 (769)	24	平成28年10月1日
埼玉	845 (820)	25	平成28年10月1日	μП	753 (731)	22	平成28年10月1日
千 葉	842 (817)	25	平成28年10月1日	徳島	716 (695)	21	平成28年10月1日
東京	932 (907)	25	平成28年10月1日	香川	742 (719)	23	平成28年10月1日
神奈川	930 (905)	25	平成28年10月1日	愛媛	717 (696)	21	平成28年10月1日
新潟	753 (731)	22	平成28年10月1日	高 知	715 (693)	22	平成28年10月16日
富山	770 (746)	24	平成28年10月1日	福岡	765 (743)	22	平成28年10月1日
石川	757 (735)	22	平成28年10月1日	佐賀	715 (694)	21	平成28年10月2日
福井	754 (732)	22	平成28年10月1日	長 崎	715 (694)	21	平成28年10月6日
山梨	759 (737)	22	平成28年10月1日	熊本	715 (694)	21	平成28年10月1日
長 野	770 (746)	24	平成28年10月1日	大 分	715 (694)	21	平成28年10月1日
岐 阜	776 (754)	22	平成28年10月1日	宮崎	714 (693)	21	平成28年10月1日
静岡	807 (783)	24	平成28年10月5日	鹿児島	715 (694)	21	平成28年10月1日
愛知	845 (820)	25	平成28年10月1日	沖 縄	714 (693)	21	平成28年10月1日
三 重	795 (771)	24	平成28年10月1日	全国加重平均額	823 (798)	25	-

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、労働者も。

最低賃金に関する特設サイト http://www.saiteichingin.info/







